

大通達甲（運免）第1号
平成24年3月26日

簿冊名	本部	例規(1年)
	警察署	例規
保存期間	本部	1年
	警察署	常用

交通部各課・隊長
各警察署長 殿

交 通 部 長

補聴器条件を運転免許に付された者等に対する臨時適性検査及び安全教育の運用について（通達）

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成23年内閣府令第50号）により、聴覚障害者についての普通自動車免許及び普通自動車仮免許の適性試験の聴力に係る合格基準が変更され、聴覚障害者であっても、専ら人を運搬する構造の普通自動車（以下「普通乗用車」という。）以外の普通自動車の運転免許も受けることができることとすること等を内容とする道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）が平成24年4月1日から施行される。

これに伴い、聴力を府令第23条第1項の表聴力の項第1号に定める基準以上に補う補聴器を使用すべきこととする条件（以下「補聴器条件」という。）を運転免許に付された者等に対する臨時適性検査及び安全教育の運用について、下記のとおり定め、平成24年4月1日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

記

1 臨時適性検査及び安全教育の目的

補聴器条件を運転免許に付された者の中には、補聴器を使用することなく、運転する普通自動車の進路と同一の進路及び進路を運転者席の反対側に変更しようとする場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる自動車等を運転者席から容易に確認することができることとなる後写鏡（以下「特定後写鏡」という。）を使用して普通自動車を運転することを希望する者がいることから、これらの者から道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第102条第5項及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「政令」という。）第37条の7第2項第1号の規定に基づき、府令第29条の3第3項において準用する府令23条第1項の表聴力の項第2号に係る適性検査を受けたい旨の申出があった場合には、本通達に基づき、臨時適性検査及び安全教育を実施するものとする。

2 臨時適性検査について

(1) 臨時適性検査の対象者

法第102条第5項及び政令第37条の7第2項第1号の規定に基づき、府令第29条の3第3項において準用する府令23条第1項の表聴力の項第2号に係る適性検査を受けたい旨の申出を行った者

(2) 臨時適性検査の実施

臨時適性検査においては、受検者に運転免許試験場の試験コースを走行させることにより、特定後写鏡を使用することで安全な運転に支障を及ぼすおそれがな

いことを確認するものとする。

3 安全教育について

(1) 安全教育の対象者

前記2の臨時適性検査により適性が確認された者

(2) 安全教育の実施

安全教育においては、聴覚により交通の状況を認知することができない状態である運転に係る危険を予測した運転に必要な技能及び知識を指導するものとする。

4 臨時適性検査により適性が確認された後、安全教育を受けた者の運転免許に付する条件

臨時適性検査の結果、適性が確認された後、安全教育を受けた者については、補聴器を使用しなくても、特定後写鏡を使用し、聴覚障害者標識を表示することで、普通自動車の運転を認めることとする。なお、その者の運転免許については、補聴器（補聴器を使用しないときは、普通自動車限定、特定後写鏡使用及び聴覚障害者標識表示）条件を付すものとする。

5 その他

(1) 運転免許に補聴器条件が付されているものではないが、聴力の低下を理由として府令第23条第1項の表聴力の項第2号に係る適性検査を受けたい旨の申出をした者についても、前記2の適性検査を行うものとする。その結果、適性が確認された者については、前記3の安全教育を行うこととする。その際、その者の運転免許には、普通自動車を運転する場合には、特定後写鏡を使用すべきこととする条件を付すものとする。

(2) 補聴器条件を運転免許に付された者等から、補聴器を使用することなく、特定後写鏡を使用して普通自動車を運転することの申出があった場合には、運転適性相談等の場において、臨時適性検査や安全教育、運転免許に付される条件の内容等について十分な説明を行うこと。

(運転免許課試験係)